

個別避難計画作成へのご協力について (居宅介護支援事業所・相談支援事業所向け)

1. 個別避難計画とは (マニュアルP2)

個別避難計画とは、在宅で生活し、障害や要介護等の事情により自ら避難することが困難な方（避難行動要支援者）一人ひとりについて、実際に避難支援を行う方（避難支援等実施者）や避難先を定め、実効性のある避難を実施するための計画です。

この計画の作成を通して、避難行動要支援者本人や家族に災害への意識や備えを高めてもらうなど、ご自身の命が助かる可能性を高めることが期待できます。

2. 個別避難計画の作成対象者 (マニュアルP2)

個別避難計画の作成対象者は、以下の在宅の方々（※）とします。

- (1) 要介護3以上の認定を受けている方
- (2) 身体障害者手帳1・2級、療育手帳①・Aの1・Aの2、精神障害者保健福祉手帳1級の方
- (3) その他、自力での判断や避難が困難な方

なお、一定の期限内に対象者全員の計画作成を支援しなければならないということではありません。ご本人、ご家族及び避難支援等実施者の状況を踏まえて、着手できる方から取り組みをお願いします。

(※) ただし、以下の施設で生活されている方は、原則として計画作成の対象外とします。

介護保険関連

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
- 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- 住宅型有料老人ホーム、介護付き有料老人ホーム
- サービス付き高齢者向け住宅
- 軽費老人ホーム（ケアハウス）

障害福祉サービス関連

- 障害者支援施設（入所により居住の場や食事と日常生活上の世話及び介護を提供する施設）
※障害者支援施設は流山市内には開設されていません。

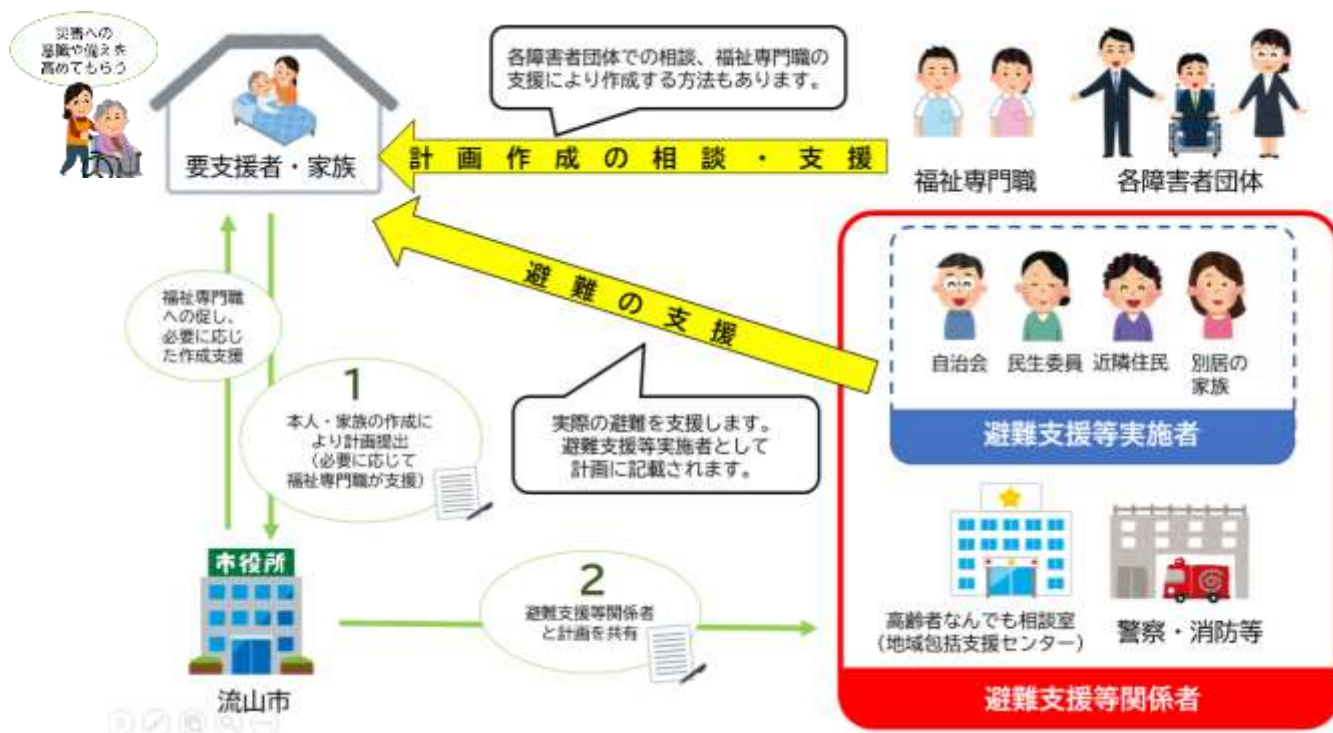
3. 福祉と防災の連携 ～福祉専門職が個別避難計画を作成することのメリット～

普段から福祉サービスを利用している方については、以下の理由から、福祉専門職（ケアマネジャー、相談支援専門員等）が計画作成業務に参画することが期待されています。

- (1) ケアプラン等の作成を通じて、日ごろから避難行動要支援者の状況等を把握しており、避難行動要支援者との信頼関係が期待できる。
- (2) ケアプラン作成等に合わせて計画作成を行うことが効果的である。
- (3) 医薬品や欠かすことのできない医療的ケアに関する事項、また地域のつながりについて把握しており、災害時に必要な支援が明らかになる。
- (4) 災害時のケア継続に活用することができる。

4. 計画作成の流れ （マニュアルP3）

- ① 避難行動要支援者ご本人やそのご家族が計画を作成します。支援を必要とする方が自らで作成することが難しいと想定されるため、計画作成の相談や支援を福祉専門職等の皆様にお願いさせていただきます。
- ② 作成した計画を市に提出していただきます。個別避難計画を共有することに同意いただいた場合は、その後、協定を結んだ自治会や、高齢者なんでも相談室（地域包括支援センター）、消防・警察等の避難支援等関係者の方へ共有させていただきます。同意がない場合は、作成を支援した福祉専門職と市で計画を保管します。

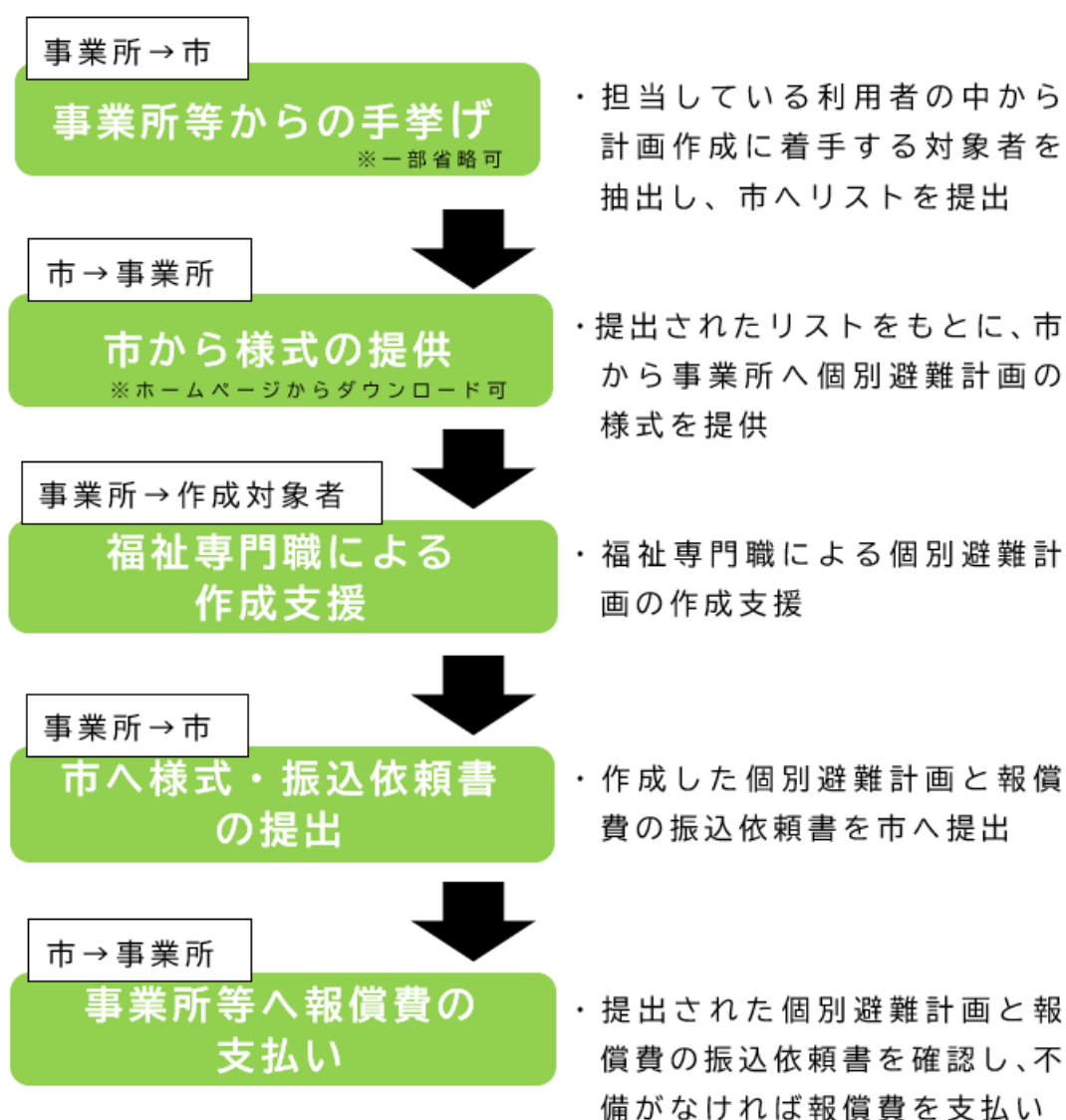


5. 避難支援等実施者について (マニュアルP1)

避難支援等実施者とは、避難行動要支援者の避難を実際に支援していただく方で、具体的にはご家族、ご友人、ご近所の方などが想定されます。

福祉専門職の皆様は担当している避難行動要支援者の状況を把握されていますが、1人で数十人の方を担当しているため、災害発生時に実際の避難支援を行うこと(避難支援等実施者になること)は難しいと想定されます。そのため、身近な地域のご友人やご近所の方による支援を推進する必要があります。

6. 計画作成支援の流れ (マニュアルP4)



7. 報償費の取り扱い (マニュアルP20)

福祉専門職が個別避難計画作成支援を行った場合は、市から報償費をお支払いします(別表のとおり)。基本的には各事業所に対してお支払いしますが、福祉専門職個人へのお支払いも可能です。

計画作成前に、各事業所における報償費の受入方法等について、調整をお願いします。

(別表)

	対象となる経費	金額
1	計画を新規に作成したことにに対する報償費	計画1件につき、6,000円
2	1で作成した計画について、重要な事項を更新したことにに対する報償費	計画1件につき、3,000円

8. 事業所のBCPとの関連 (マニュアルP22)

介護事業所においては、令和3年度の報酬改定により、令和6年4月からのBCP(業務継続計画)の策定が義務付けられました。災害時対応を考える上では、平時から利用者の状態を把握し、災害時に優先的に安否確認が必要な利用者について検討しておく必要があります。

個別避難計画を作成することで、利用者情報のみならず、災害発生時の避難行動や緊急連絡先を検討・把握することができ、ひいては避難先における利用者に対するサービス提供の一助となることが期待できます。また、ご近所や自治会等、地域との連携状況の確認や関係構築のきっかけとしても有用です。

【お問い合わせ】

流山市平和台1丁目1番地の1

流山市役所 健康福祉部

福祉政策課 福祉政策係

電話：04-7196-6605

FAX：04-7159-5055

E-mail：hokenfukushi@city.nagareyama.chiba.jp